

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷七十第

行發日一月八年二十正大

## 論叢

武士成立の經濟的要素 . . . . . 文學博士 三浦 周行  
 綜合奢侈稅の批評 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
 獨立海運業者の排他的手段 . . . . . 法學士 小島昌太郎  
 文化的認識と歷史的認識 . . . . . 法學士 恒藤 恭

## 時論

地租委讓と收入の缺陷 . . . . . 法學博士 小川 郷太郎  
 農村問題と其對策 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

壹岐國に於ける地割制度 . . . . . 農學士 奧 田 彥  
 歷史派經濟學發達の徑路 . . . . . 法學士 山口 正太郎

## 雜錄

氏族制度雜考 . . . . . 法學士 本庄 榮治郎  
 報酬遞減法則の適用範圍 . . . . . 法學士 山口 正太郎  
 照應計算の一方方法 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三

壹岐國に於ける地割制度(二)

奥田或

目次

緒言 名稱 地割と領主との關係 施行の範圍と割替の區域 割替の年限及時季 割替の土地 土地の分配に與る者 土地分配の標準 地割役員(以上、本號所載、以下嗣出) 土地割當の順序 配當地の處分 地割と村落制との關係 發生及廢滅 結言

緒言

壹岐國に於ける地割制度に關しては、内田博士は「中古の班田收授と田地割替の制度」<sup>1)</sup>に於て有益なる研究を發表せられたり。余は大正十年同博士の遺稿集たる日本經濟史研究に於て右論文を一讀し、同制度が本州内地の制度と甚だ趣を異にせるを知り、更に一段の研究をなすの必要あるを感じたり。偶々當時北海道帝國大學農學實科三年生たりし山邊清君は福岡縣の人に於て壹岐島の實地踏査には頗る使ありしを以て、余と協力して右制度を研究せん事を委囑したり、同君は大正十年の夏期休暇を利用して、壹岐に渡りて舊家を訪れて關係書類を蒐集し、故老に就きて舊事を實し、更に平戸に航して郡衙及松浦家を訪問し古書を涉獵して大に得る所あり。同年末余は九州に旅行するの機會を得しかば、十一年一月壹岐に渡りて實地踏査をなすと共に平戸及東京の松浦伯爵邸につきて關係書類を涉獵して、同君の研究の欠陥を補ひたるも、未だ右阿度の研究によりて完成す

説苑 壹岐國に於ける地割制度(一)

第十七卷(第二號一〇九) 二六一

1) 日本經濟史之研究上卷二二八一—二三八頁

るを得ざりしかば、十一年三月同君が業を卒へて歸國の途に就くにあたり、將來更に一段の研究をつんで大成せん事を約したり。然るに同君は同年八月渡米し、余も亦同年十一月在外研究の官命に接したるを以て、之が研究大成は止むなく歸朝後に譲らざるべからざるに至れり。然るに客冬十一月上京福田徳三博士訪問の節、談たま〜壹岐及宇和島の地割制度に及びしに、博士は留學前に纏め未定稿として發表すれば何人か其事業を繼承して之が研究を大成する事あるべしといはれ、其後も屢々其脱稿を促がされたり、初め余は其研究の未熟にして到底世に問ふべき價値なきを以て之が發表を躊躇したりしも、博士の熱心に感激し自ら一文を草する事とし、之が校閲と發表とに關しては常に懇篤なる指導を賜れる三浦周行博士に一任して留學の途に就くこととせり。斯くの如き經過を以て生れたる此論文にして、多少なりとも學界に裨益する事ありとせば、それは最初其研究の衝にあたる山邊君と種々高配を賜りたる三浦及福田兩博士の賜にして、余は只筆役の勞に服したりと云ふべきのみ。

## 第一 名 稱

壹岐國に於ては古來通常地割を單に割と云ひ、又地方によりては廻作マワリサク(本宮及可須地方に於て)或は十年割(石田地方に於て)とも稱したり。按ずるに廻作なる語は一定の土地を村民が順次に耕作するの意なるべく、又十年割なる語は十年毎に土地を割替ふるの意なるべし、又古書類の中には割の上に田畑又は山なる文字を附して田割畑割又は山割と記さるゝを見る。

## 第二 地割と領主との關係

江戸時代に於て本州所々に存在したる地割は、多くは村落内の慣行たりしに止まり、領主が其割替の方法に關し法令を以て規定せるものなきが如し。然るに壹岐國に於ては内田博士が既に指

摘せられしが如く地割は單に村落内の慣行たるに止まらずして、少くとも徳川時代に於ては同國の領主たりし松浦家の公認せる制度にして、領主は頗る詳密なる規定を發し懇篤なる訓令を出し或は割替に際し監督官を派遣し、以て完全に履行せられん事を期せり。

現今法規の殘存せるもの尠しと雖も、永元柳平寫「壹岐國田畑割御定法書」に依るも、既に享保以前に於て領主の發したる細則あるを見る、享保八年(日紀三三八三)卯二月發したる御定法書にも、亦前者を補足して、領る詳細に田畑割替の方法を規定したり、これ松浦篤信の施設に係るものなり、降て(年代不詳)十二月の日付にて郡方の名を以て田畑割定法書の發布ありて、更に前者の改定を見たり、其後に於ける規定は現存せざるを以て、果して更めて法規の發布せられたるや否や不明なるも、寛政十年(日紀二四五八年松浦清の治世)天保十年(日紀二四九九年松浦器の治世)及弘化四年(日紀二五一年松浦浦隆の治世)に於ては、單に一片の仰出ありて、割替に關して注意をなすに止まりしによつて見れば、其後規定の發布はなかりしが如し。

右御定法及仰出に於ては、單に割替の方法につきて指示したるのみならず、必ず公平に地割を行ふべき事を訓示したり。又「壹岐國在方定格」に

「田畑割之義は、先年被相定候通、郷中打寄、田畑上中下を見定、一割宛之作所不同無之様致置、圃入を以、作人相極可申候右割方に就き、最眞之計於有之者、代官庄屋小役人に至る迄、屹度越度に可申付候條、田畑割立會之小役之者共、何れも誓詞致させ、代官見届可申事。」

と云ひて同様の注意を與へたり。

本制度の起因は暫く措いて問はず、何故に松浦氏は本制度の必要を認めて之を永く維持したるやといふに、勿論松浦氏も一定の土地に對する作人を確定して永代に其者をして土地を利用せしむれば、作人の利己心を利用して農業經營上有利なるを認めしも、土地を各戸平等に分配して社會政策を實行するの一層有利なるを認め居りしが爲なることは寛政七年の郡方仕置帳に

「田畑之儀者、惣而作人を極、永代不變様に致候へば、紛敷儀も無之、手入等致候儀も心懸能作人難行届土地も、次第に宜敷相成道理に候へ共、所に依り、村に依り候而は、平等に不相我、又は子供數多有之、體を分け候節、又は無跡者等有之田畑割付配當致候節之差障にも可相成に就き、右様之所は、三年に一度、五年に一度宛一免限、代官庄屋坊頭其外所々老人作功者のもの寄合會議の上、平等に割直し、振圍を以て作付相極、少しも依怙愚貢不仕様可申付事、」

とあり、又田畑割御定法書寫中仰出の一節に「田畑割之儀は、諸作人一統難儀のもの無之様相定被置御作法に候云々」とあるによりて明かなり。

### 第三 施行の範圍と割替の區域

普通本州に施行せられたる地割は、一村又は一部落に限りて行はれしものにて、一國を通じて行はれたるが如きこと殆んどなし、然るに壹岐國に於ては永元柳平氏寫田畑割御定法書に載する天保十寅年の令に「壹岐國之儀は一統田畑割之御作法に有之」とあるが如く、全島を通じて施行せられたり、是大に注目を要する點なり。然れ共地割は壹岐國全體を一區域として行はれたるものにあらずして、小村落なれば之を一區域とし、大村落なれば土地の狀況によりて之を數區に分ち

各々を一の獨立せる割替區域としたり、例へば箱崎村の如きは、本村、國の王、谷江、江角、諸津、大左右、中山の七觸(觸とは現今の所謂大字に相當す)各別箇に又物部村は田中、柳田、本村、木田の四觸各別箇に香椎村にては西戸、中、東の三觸は一區域大久保及坂本の二觸は一區域とし本宮村にては二村全體を一區域として行はれたり、又武生水村にては水田は村を一區域とし、畑は各觸を一區域として施行せられたり、蓋し同村は觸によりては水田極めて稀少なりしかば、畑の如く各觸を地割施行の區域とする時は各戸に配當せらるゝ水田の面積零細となり、到底同部落民の需要を充すに足らざればなり。

右區域は永年の間嚴守せられ、地割に關しては決して他の區域と何等の交渉なく、又區域内の土地を他區域に讓渡するが如き事も絶對になかりしかば、地方によりては、其區域によりて人情風俗を異にし、現今に於ても猶容易に和せざる所ありと云ふ。

#### 第四 割替の年限及時季

割替の年限は村民協議の結果便宜に従ひ自由に決定せしものなれば、部落によりて一定せざりしも、十年に一回なるを普通とせしが如し、然れ共部落によりては永年割替を行はざりしにや、田畑割御定法書寫に載する弘化四年十二月の仰出に「村に寄候而は數十年相滯候場所も有之趣云々」とあり、而して地割が永年施行せられざりしは同條後段に「御宛行被下候面々は有之間敷事に者候得共、心得違致、百姓よりは却而割方餘計請取、其上割直し之節、彼是申立、割方延引致候體之儀

參照頁四九六  
 談氏磨石一三卷  
 談氏助磨六卷  
 談氏美嘉九卷  
 談氏元松六卷  
 談氏元永卷  
 研究上之經濟史日本著者  
 談氏銀藏  
 談氏內田  
 談氏太郎  
 談氏純太郎  
 談氏細川  
 談氏吉永  
 談氏高日

茂有之候而者、相應御宛行被下候詮茂無之候間、於村中、右體之者茂有之候得者、夫々可申論候」とあるが如く、有利なる條件の下に土地の分配を受けたる者が割替の期限來るも種々なる口實を設けて割替の施行を阻止したるにもよるべけれ共、其重大原因は吉永榮十郎氏が余に語られし如く、地割の事務の繁雜にして勞費を多く要せしが故ならん、又柳田村の如きは十年目位に一回づゝ土地の割替及分配を行ひ、其間三年目に一回宛抽籤によりて土地の分配のみを仕直し、前者を本割後者小割と稱へたり、<sup>1)</sup>又土地割替の年限は田と畑と同一なるも、其施行の年を異にしたる部落ありしと云ふ、之田と畑との地割を同一年に行ふ時は地割の費用一時に嵩むを以て、兩者を各別に行ひて費用負擔の軽減を計りしなり。<sup>2)</sup>

次に地割施行の時季は田割は秋期稻刈取後にして、畑割は秋期大豆收穫後なりき。

## 第五 割替の土地

割替の土地は古畑を以て本とし、個人が開墾したる土地は元來は永久に開墾者の利用に供せられたりしも、其後人口の増加に伴ひ、耕地の減少を來せしを以て、一定年限開墾者の利用に供せられ、然る上にて割に組入れらるゝに至りしは、田畑割御定法書の一節(年號不詳)に「年々人家相増候に付、作場差詰候故、切畑定物我懸來候得者不及申、物成不相納、切田に而茂、三ヶ年以前開墾者、本畑に割込可申事」、及同條の符箋に「屋敷内打開候分は、先是迄之通割の外に致置、此以後追々割に可相成事」とあるによつて明かなり。然るに現存せる古老の言を聞くに、或る地方に於

1) 松本浩通氏談

2) 下條美助氏談

ては、開墾地は全部開墾者の永代利用を許し或る地方に於ては、十年目に施行せらるゝ地割毎に開墾地の三分の一宛を地割に組入れ、三回を以て全部割に結入れられたり、又屋敷内開墾地及干拓地は全然地割に組入れられざりしと云ふ。<sup>2)</sup>右の如く個人の永久利用を認むるに至りしは、開墾の進捗と共に瘠薄なる土壤のみとなり其開墾に要する勞資極めて大にして若し之を一定年限後地割に組入るゝ時は何人も開墾に着手せざるを以てならん、若し然りとすれば之「Lewinski 氏が「Origin of Property」に於て

Natural conditions, however, modify sometimes this succession and prevent the formation of common property. We have seen already that homesteads are held always in individual ownership, because they had been incorporated in them is so very great.

It is clear that where arable lands can be made fit for cultivation only under equally difficult conditions, the same must be observed.

In the Russian village communities great areas covered with stones remain waste. The efforts necessary for an individual to make them fit for cultivation are generally so great and are recompensed only after so many years, that the peasant does not undertake their tillage, knowing that at the next redistribution he can be deprived of this land.

と云へる事實を合致す。

山林原野は初めは田畑と共に割替へられたれども、後に至りては割替られざりしが如し、例へば享保年間の「田畑割御定法書」には何等山割の記事なく、又寶曆明和年間に成れる「壹岐國郡庄郷邑浦來歴」に「今は山割はなし」とあり、幕末より明治當初頃に於ては、山林原野は御公領地<sup>ゴククリヤウチ</sup>

1) 日高貞次郎氏談

2) 吉永榮十郎氏談



と稱し、官有地にして全く割に加はらざりしと云ふ。又前記御定法書の符箋の記事の如く嘗ては屋敷内の開墾地も地割に組入れられたことあれ共、幕末より明治當初に於ては、かゝることなく宅地は全く永久に個人利用を許されしのみならず、其周圍に存する樹林も、永世利用を許されたり、又茲に珍奇なるは各民家には屋敷の前面に前畑と稱する畑地附屬し、此は地割に組入れず、永久民家の利用を許されたり、然れ共此前畑の面積の大小及地味の良否如何によりて、地割の時に與へらるゝ他の箇所畑地の面積大小及地味の優劣を決定し、以て各農家の受くる畑よりの收穫に關し不公平なきを期したり<sup>1)</sup>。斯くの如く屋敷内の開墾地が地割以外に置かれたるは、茲に説明する迄もなく、其が各人の生計と最も密接なる關係を有したるによるべく、又前畑なるものは新潟縣古志郡石津村に於ける外屋敷<sup>2)</sup>に類似するものにして、右述の如く永世利用を許されたるは、畑地には集約なる耕作を施し、然も日常生活上屢々必要なる蔬菜類を栽培せざるべからず、而も壹岐國は殆んど小丘陵より成るを以て、若し畑を全部割替ゆる時は、農業經營上及日常生活上極めて不便なりしかば、一部の畑地を割替へず、以て其不便を除きたるものなるべし。Lewinski 氏が

On mountains the difficulties of transport are far greater than in the plain country. The distance at which manuring, for instance, ceases to be economical is in consequence comparatively small, and it is necessary to have the fields in the neighbourhood of the farm.

と云へるは、此邊の消息を語れるものにあらざるか。

## 第六 土地の分配に與る者

1) 松永安太郎 日高貞次郎 下條美助 吉永榮十郎氏談  
 2) 帝國農會報第七卷第八號第五頁新潟縣に於ける現行土地割地制度

壹岐の國に於ては割替地の分配を受くる者は、専ら在(農村)に住居する戸に限られ、浦漁村)に在住するものは割替地の分配に與らず、蓋し壹岐國に於ては在と浦との區別立ち、在に居住するものは土地耕作權を有するも職業として漁業を營むことを得ず、反之浦に在住する者は土地耕作權を有せざるも、漁業權を有し、職業の分野確立し居たればなり。又たこひ在に居住する者と雖も、故無く來住したるものは、土地の分配を受くることを得ず、例へば大阪及京都等より流罪人ありて、在にて商業を營みしも、彼等は土地の分配を受けず、他人の土地を賃借し又は御公領地に居住せり、又一戸前の土地の分配を受くるには必ず家屋を構ふることを要す、例へばたとひ實質上分家したる者と雖も、家屋を新設せざれば、土地の分配に與る事を得ざりしかば、村民は分家すれば直ちに小屋掛をなして一戸を新設したる事を表示するに努めたりと云ふ<sup>1)</sup>。

## 第七 土地分配の標準

壹岐に於ける土地分配の單位は壹割にして、各戸の分配額は後表の如く單に外形上の戸を主なる標準となし、更に深く各戸の内容に立ち入りて、戸主の職業、家族の數、年齢及性を參酌したるものなり。即ち庄屋筆取<sup>サスガシラ</sup>頭諸家來百姓等職業の種類によりて分配の額を異にしたるのみならず、同じ百姓にても、本役半役無役の百姓によりて分配額を異にするが如く、同じ職業にても、公義に對する勞務の多少によりて分配額を異にしたり、此の百姓の公義に對する勞務の爲めに受くる土地を役目地と稱したり。又一戸内の口數が一定數以上に達する時は、土地給與額を増加し

1) 吉永榮十郎氏談

たり、之を口増クテマシと稱へたり、田畑割御定法書に「御給人社人脇間人百姓共に口増四人以上貳歩、(茲に云ふ歩は壹割の何十%の意、以下同斷)六人以上參歩」脇間作人兼々作致様家内の多少吟味の上其者に應じ相渡可申事」とあるが如きは即ち是れなり、口増は壹に割替に際して行はれたるのみならず、割替期限内と雖も、口數の増加に従ひて、臨機に之を給與したりと云ふ、而して口増の標準は明治維新頃に於ては、各村落によりて異なりたるが如く、初山村にては、初め子供一人に對して貳歩位宛與へ、拾人以上に達すれば壹割を給與したり、又箱崎村にては、子供參人以上に達すれば參歩を與へしと云ふ。又年齢の増加に従つて土地の分配額を増加したり、例へば後表(B)に於て、百姓の惣領拾六歳より貳拾六歳迄は參歩を給與せしに、貳拾七歳以上に達すれば貳歩を増加して五歩となすが如き其一例なり。又土地分配額は性によりて異れり、例へば後表に於て、男やもめは參歩の分配を受くるに拘らず、女やもめは貳歩の分配を受くるに過ぎざるが如き、或は同じく拾四歳の子供にても、男は七歩を、女は參歩を受くるが如し。以上の外土地割替に際して人夫を出せしものには其代償として一定額の土地を與へたり、例へば五人夫を出したるものには參歩の増給をなしたるが如し、尤も此用にあてし土地は畑地のみにて此畑を割畑と稱したり。

以上の如く、本制度に於ては、分配の割合は主として戸を基礎としたるに反し、大化政新の口分田に於ては、戸内の各人の性と年齢とを基礎としたるものにして、此點に於て兩制度は甚だしく異れりと雖も、其土地分配額を各戸生活の必要に適應せしめんことを目的とし、且つ土地

1) 永元嘉十郎氏談  
2) 古川純太郎氏談

受給の権利者は人にあらずして戸となしたる點に於て兩者は甚だ類似せり。

次に此の分配の標準は、本州内地に於ける地割制度の其と根本に於て異れり、即ち前者に於ては、各戸生活の必要を分配の標準としたるに反して、後者に於ては、各自の所有する「高」の額を標準としたり、されば彼に於ては、新に増す所の戸も、當然土地の分配に預る權利を有したるに反して、此に於ては、たとひ一村内の住民たりと雖も、「高」の所有者にあらざれば其權利なし。即ち所有關係より論ずれば、前者は總有にして、後者は各自持分の量に差等を有する共有制と見るべきものにして、之れ壹岐地割制度の一大特徴なり。

(A) 享保八年の規定

- 一、庄屋 貳拾石(以前は參拾名)
- 一、筆取 壹割半(以前は貳割)
- 一、坊頭カシラ 壹割半
- 一、百姓 本役の者壹割半。半役の者壹割。無役の者七歩
- 一、諸職人 畑五歩
- 一、給人及寺社家來 壹割
- 一、老爺 參歩
- 一、姥 貳歩
- 一、男寡(一家を構ふる者) 參歩
- 一、女 鰥 貳歩

- 一、十四歳以下の男子(親兄弟無き者)七歩
- 二、十四歳以下の娘 參歩
- 一、十五歳以上の男子(養育せらるべき親兄弟無く一家を構ふる者)壹割參歩
- 一、庄屋筆取坊頭の子供別家せば 壹割

(B) 享保以後の規定 (年代不詳なるも御定法寫の編輯の順序より想像)

- 一、百姓隠居をなし子を有せず六十歳以上になり役目を勤めざる者 七歩
- 一、百姓隠居をなし親夫婦揃ひ居る者 五歩
- 一、百姓の家督相續人(男女共)拾六歳より貳拾六歳迄(但し親と同居する者)參歩
- 貳拾七歳以上 五歩。但し二男三男は分配に與らず

一、脇間 壹割

- 一、脇間の家督相續人(男女共)貳拾歳より貳拾七歳迄(但し親と同居する者)貳歩
- 貳拾八歳以上 參歩。但し二男三男には給與せず

一、坊頭役御免の者 壹割

- 一、同じく坊頭役御免の者にて家督相續し本役目を勤むる者 壹割參歩
- 一、寺家來 五歩。但し表御奉公(士族に奉公するの意)中は壹割

一、諸職 人 五歩

一、座頭 五歩

一、男 寡 參歩

一、女 鰥 貳歩

一、脇間人にして寺家來を勤め相續人無き死者の供養を受持つ者 貳一參歩増給

一、百姓の子供にして相續人なき明屋敷へ將來行く約束の下にて他の百姓と同等の夫役を勤むる者 壹割參歩

一、諸士給人其他すべて藩に奉仕するものゝ子供にして未だ部屋住の者 五歩

一、實方に同居し然も他家の名義を以て藩に奉仕する者 壹割

(C) 維新前後のもの

一、百 姓 壹割參歩。(但し參歩は役目士)

一、男 寡 參歩

一、女 鰥 二歩

一、百姓の子供十六歳以上にして分家したる時 一割(初山村)

一、百姓の長男十六歳以上 二歩。三十歳以上になれば 參歩(イザシ)(鯨伏村本宮)

一、庄 屋 五割(同上)

一、筆 取 參・割

一、坊 頭 一割(鯨伏村本宮)。外に村民より二歩藩より高四斗増給

一、諸 職 人 八歩(香椎村可須)。七歩(箱崎村)。五歩(柳田村)。五歩(鯨伏村本宮)

一、寺 家 來 七歩

一、給 人 八歩(箱崎村)

一、念 佛 坊 三歩(柳田村)。二歩(鯨伏村本宮)

一、脇 間 一割

一、座 頭 五歩

(上表の中括弧を附し村字名を附せるは其地に於てのみ聞きしもの、附せざるは各村同一なるものにして、初山村とせるは永元嘉十郎氏より、香椎村とせるは吉永榮十郎氏より、鯨伏村とせるは下條美助氏より、箱崎村とせるは古川純太郎氏より、柳田村とせしは松本常石磨及松本浩通両氏より聞知せるものなり)

斯くて一村内に於て、前記の如き標準によりて、各戸に就き夫々配當せらるべき割合定まる時は、之を總計して、全體にて何百何十割何分と云ふことを算定し、然る後、村内上中下の田畑を割の總個數にて除し、一割の田畑各何程宛と云ふことを算出す、従つて一割の面積は、村によりて異なるのみならず、同一村にても、割替の年によりて異なるは當然なり、例へば松浦伯爵家所藏にかゝる弘化二年(日紀二五〇五年)三月製の壹岐國摺折圖添本に載する所によれば

村名	田方一割(升蔭)	畑方一割(升蔭)	立石村	一〇一・二二	一八・二〇
武生水村	五・一七	一〇一・一八	布氣村	一・二二	一四
渡良村	二一・二五	一一・二二	本宮村	九	一八
半城村	一一	二	可須村	五餘	七・八
長降村	二五	二五	新城村	九一・一〇	一〇一・二三
黒崎村	四一・五	一八・二〇	國分村	一〇一・一八	一四一・一六
物部村	二〇一・二五	一八・二〇	住吉村	一五	一八
志原村	八一・一〇	一〇一・一五	中野郷村	八一・一〇	一〇一・二二
池田村	一五一・一八	一六一・二〇	諸吉村	六一・八	一〇一・二三
石田村	一六一・二〇	二八一・三〇	川北村	一五餘	一六餘
筒城村	五	一五	湯岳村	一〇一・一四	一〇一・一六
初山村	四	一五	深江村	一〇一・一三	二〇一・二三

右表に示せる如く、壹岐國に於ては、土地の廣狹は、朝鮮に於て土地の面積の單位を斗落を以て示せるが如く、通例何升蒔を以て示され、一升蒔は約二畝歩に相當せり云ふ。

## 第八 地割 役員

地割に際して新に設けらるゝ役員は、割奉行、割頭及割子にして、他に特殊の役員なく、民政の衝にあたる者が割の事務を兼行ひたり。少しく冗長に亘るの嫌あれど、了解に便せん爲め、兼務の者につきても述べん。

(イ)郡代 領主より派遣せられたる官吏にして、壹岐國全體の行政を統轄し、地割施行に對しても、且つ許可權を有したり、又維新前二三十年頃より割奉行なるもの新設せられしが、郡代は領主の命を奉じて、代官又は庄屋を割奉行に任命したり。

(ロ)割奉行 壹岐國に一人にて、代官又は庄屋等が就任すること多く、時には直接藩より派遣せらるゝことあり、領主の命を奉じて、専ら割の一般事務を總管したり。

(ハ)代官 壹岐國に四人あり、一人にて六箇村の民治に與り、割の監督をなす。

(ニ)庄屋 一村に一人宛にて、壹岐國全體に二十四人あり、村治機關の長にして、一は下情を上達し、他は上旨を一般人民に傳達す、割に當りては、地割の實務に當る役員を指揮監督すると共に、彼等の間に起れる解決困難なる事件の裁定に任す。

(ホ)割頭 庄屋の下にありて、専ら割の實務に當るものにして、一地割區域に一人ありて、同



区域内の割の長として主査す、地割毎に割子の協議によりて選舉するものなり、小村落にては、  
坊頭が其任に當ること多かりき。

(一) 坊頭 之は現今の區長の如きものにて、部落長として部落の事務を見ると共に、割に當りては、庄屋の補佐となり、部落長として、又割頭として、割替事務を主理し、又割子間の解決困難なる事件を裁定す。

(ト) 割子 之は割の實務即土地の等級及面積の評定土地分割及組み合せ等に當るものにして、彼等にて解決し得ざる時は割頭に、割頭にて解決し得ざる時は庄屋に其解決を乞へり。割子となるには、何等の資格をも要せず、吉永樂十郎氏の談によれば、庄屋及坊頭の指命によりて、村民中より七八名就任したりと云ふ。

其他五人組頭、筆取又は添筆取(現今の書記又は書記補とも云ふべきものにて、二役とも庄屋の下にあり)は割の雜務を補助し一般人民は別に要する人夫を出したり。